

# 食品の異物混入

食品に、虫、ビニール片、金属片、プラスチック片などさまざまな異物が混入していたというニュースが相次いで報道され、消費者へ大きな衝撃を与えました。

全国の消費生活センター等へ寄せられた「食品の異物混入」に関する相談件数推移と、対処法についてご紹介します

## 全国の消費生活センター等へ寄せられた相談件数



年 度	件 数
2009年度	1781件
2010年度	1612件
2011年度	1571件
2012年度	1817件
2013年度	6219件
2014年度 (H27.1.10時点)	1656件

## 【消費者へのアドバイス】

◎嘔吐、下痢、腹痛などの症状がある場合は医療機関を受診してください！  
可能であれば、診断書や受診・治療をした記録等を残しておきましょう。

◎異物の混入に気付いたり、異味・異臭を感じ健康被害につながる恐れが否定できない場合は、**飲食せずに事業者へ連絡しましょう。**

その際、商品を可能な限りそのままの状態を保ち、購入時のレシートなど購入状況のわかるものと一緒に提示しましょう

◎外食での異物の混入については、混入の事実を従業員と一緒に確認しましょう。



### 太宰府市消費生活相談窓口

日時：毎週月・火・水・金曜日

9：30～12：00、13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談室

※予約は必要ありません。

### 多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約が必要です。

〈お問い合わせ先・相談予約申し込み先〉

092-921-2121 (内線438)